

岩手県告示第700号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成28年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
井筒 大人	循環器内科	岩手県立中部病院	北上市	平成28年8月4日
森谷 亘皓	消化器外科	美希病院	奥州市	〃
谷藤 幸子	小児科	北上済生会病院	北上市	〃
加藤 正義	神経内科	岩手県立久慈病院	久慈市	〃
遠藤 正宏	小児科	〃	〃	〃
伊藤 明人	泌尿器科	〃	〃	〃
石川 清乃	眼科	一関病院	一関市	〃
今野 昌俊	神経内科	国立病院機構岩手病院	〃	〃
佐々木 加弥	循環器内科	岩手県立釜石病院	釜石市	〃
鈴木 忠	整形外科	〃	〃	〃
伊東 紘一	内科	済生会陸前高田診療所	陸前高田市	〃
小幡 紘	内科	奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市	〃
小笠原 聡	眼科	せいてつ記念病院	釜石市	〃
中原 慶亮	整形外科	岩手県立高田病院	陸前高田市	〃